

令和7年度版

認定こども園 入園申込のしおり



◎入園申込受付期間

- ・年度当初入園：11月15日（金）～12月11日（水）

※ 受付期間以降は、随時受付を行いますが、受付期間内に提出があった方を優先します。

- ・年度途中入園：入園を希望する日の3ヵ月前から受付

入園手続きは、このしおりを確認のうえ、準備を進めてください。

★問い合わせ先★

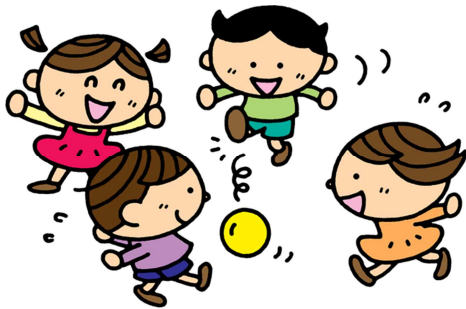
竹原市市民福祉部健康こども未来課こども福祉係

電話：0846-22-7742

も く じ



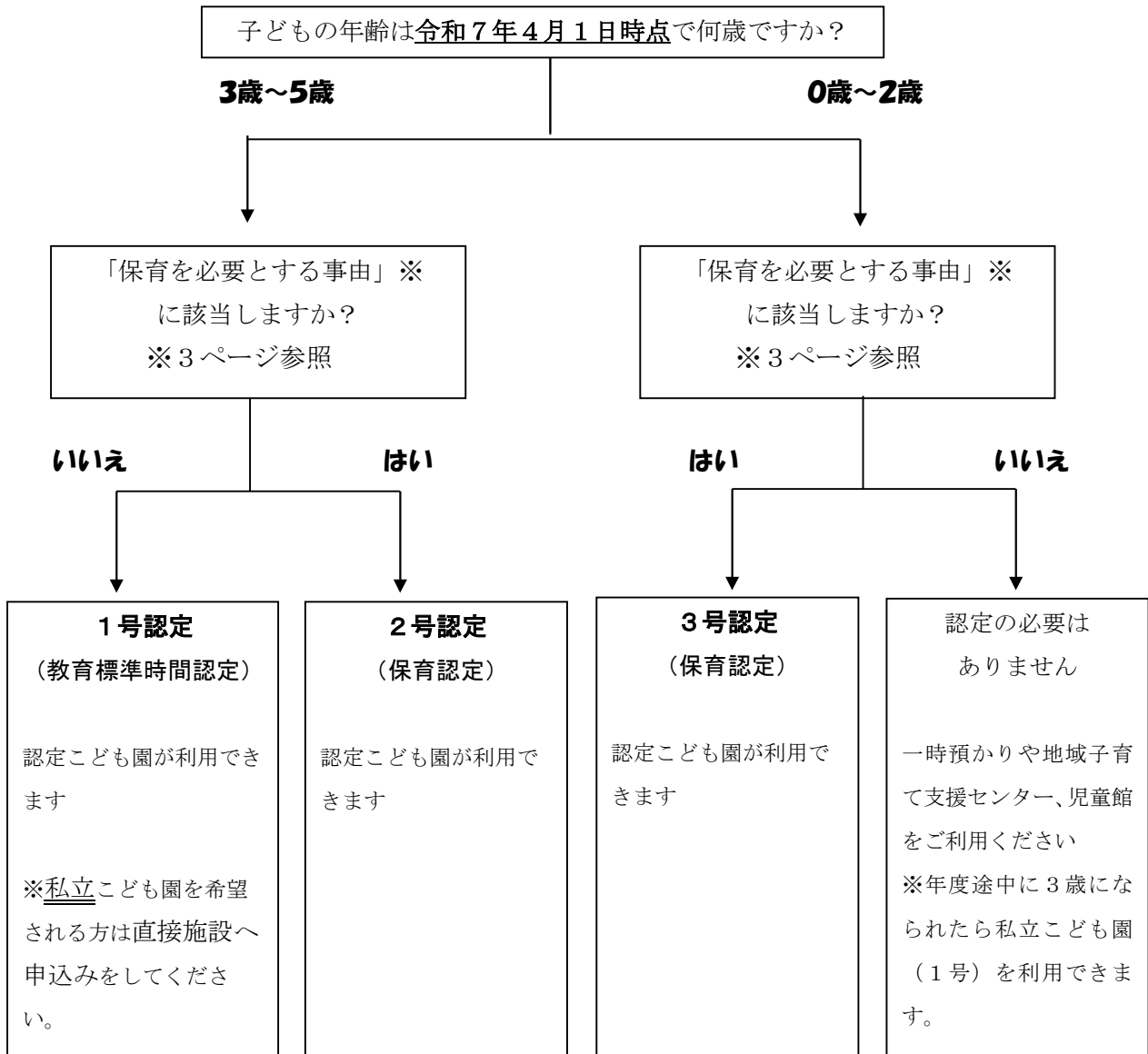
1	保育の必要性の認定.....	2
(1)	認定区分.....	2
(2)	保育認定（2号・3号）について.....	3
2	施設の概要.....	4
3	利用までの流れ.....	5
(1)	1号（教育認定）の利用を希望する場合（4月1日入園）.....	5
(2)	2号・3号（保育認定）の利用を希望する場合（4月1日入園）.....	6
4	申請に必要な書類.....	7
5	利用者負担額（保育料）について.....	9
6	副食費（食材料費）について.....	12
7	年度途中の入園申込みについて.....	12
8	市外の保育施設への入所について.....	12
9	転園・退園等について.....	12
10	利用調整・抽選について.....	13
11	公立こども園の1号認定の募集人数.....	13



1 保育の必要性の認定

認定こども園を利用するには、利用のための保育の必要性の認定「支給認定」を受ける必要があります。

(1) 認定区分



(2) 保育認定（2号・3号）について

① 保育を必要とする事由

保育認定（2号・3号認定）を受けるためには、保護者（父・母など）が次の【※保育を必要とする事由】のいずれかに該当する必要があります。

② 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

区分	利用できる時間（上限）
保育標準時間	11時間（7：30～18：30）
保育短時間	8時間（施設によって異なります）

※【保育を必要とする事由】

認定事由	利用区分	内容
就労	標準時間	月120時間以上の就労
	短時間	月48時間以上120時間未満の就労
妊娠・出産	標準時間	出産をする場合（産前2か月から産後8週間の月末まで）
疾病・障害	標準時間	保護者の病気、負傷、心身障害などの場合
	短時間	
介護・看護	標準時間	親族の常時介護・看護が必要な場合
	短時間	
災害復旧	標準時間	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合
求職活動	標準時間	就職のための求職活動をする場合 （90日 ※期間延長なし）
	短時間	
就学	標準時間	学校、専修学校、職業訓練校等へ在学する場合
	短時間	
児童虐待・DV	標準時間	児童虐待やDVの恐れがある場合
育児休業	標準時間	育児休業取得時に既に保育を利用している児童の継続利用
	短時間	
その他	標準時間	上記に類する状態にあると市長が認める場合
	短時間	

2 施設の概要

【公立認定こども園】

<R6. 11. 1 現在の予定定員等>

施設名称	定員	所在地 (電話番号)	2号・3号認定		1号認定
			保育標準時間	保育短時間	教育標準時間
たけのこども園	118	竹原町 3553-3 (23-5060)	7:30~18:30	8:30~16:30	9:00~14:00
竹原こども園	80	田ノ浦 2-5-2 (22-2644)	7:30~18:30	8:30~16:30	9:00~14:00
吉名こども園	90	吉名町 4819-24 (25-1114)	7:30~18:30	8:30~16:30	9:00~14:00

【私立認定こども園】

<R6. 11. 1 現在の予定定員等>

施設名称	定員	所在地 (電話番号)	2号・3号認定		1号認定
			保育標準時間	保育短時間	教育標準時間
明星こども園	55	忠海中町 3-8-2 (26-2845)	7:30~18:30	8:30~16:30	8:30~14:30
大乘こども園	55	福田町 2769-1 (24-1950)	7:30~18:30	8:00~16:00	8:30~14:30
賀茂川こども園	80	新庄町 1486-4 (29-0371)	7:30~18:30	8:30~16:30	8:30~14:30
忠海東部こども園	40	忠海東町 4-2-7 (26-0228)	7:30~18:30	8:30~16:30	8:30~14:30
中央こども園	95	本町 2-4-29 (22-3000)	7:30~18:30	8:30~16:30	8:30~14:30

【延長保育（2・3号）・預かり保育（1号）】

- すべての認定こども園（2号・3号認定）で、延長保育（～19:00まで）を実施しています。また、明星こども園、大乘こども園、忠海東部こども園の3園は、早朝（7:00～7:30）の延長保育を実施しています。（一部有料）
- ◎ すべての認定こども園（1号認定）で、通常の利用時間を超えて、一時的に保育が必要な場合に利用できる「預かり保育」を実施しています。（有料）

【入園対象年齢】

	該当する生年月日
0歳児	公立施設、中央こども園は生後6か月から その他の私立こども園は概ね生後2か月から
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

3 利用までの流れ

(1) 1号（教育認定）の利用を希望する場合（4月1日入園）

1号認定

私立認定こども園	公立認定こども園
施設の事前確認・見学 見学については、各施設にお問合せください。また、すべての園で「園庭開放（育児サークル）」を実施していますのでご利用ください。	
<p>①入園の申込み 直接、希望する園へ申込みをしてください。</p> <p>②入園の内定 認定こども園から入園の内定を受けます。</p> <p>③支給認定申請書の提出 「支給認定申請書（1号認定用）」を園へ提出してください。</p> <p>④支給認定証（1号認定）等の交付 認定こども園を通じて竹原市から支給認定証等を交付します。</p> <p>⑤認定こども園と契約・説明会等 各施設で説明会等を行います。説明会の内容を聞いて、入園の準備を進めてください。</p>	<p>①入園の申込み <u>「支給認定申請書（1号認定用）兼公立認定こども園利用申込書」</u>を健康こども未来課こども福祉係（保健センター内）へ提出してください。 ★受付期間：令和6年11月15日（金） ～12月11日（水） ★受付時間：8時30分～17時15分 ※土・日・祝日を除く <u>★受付期間以降は、随時受付を行いますが、受付期間内に提出があった方を優先します。</u></p> <p>②抽選 受付期間内に入園希望者が募集人数を超えた場合、新規希望者を対象に抽選を行います。 ★抽選日時 令和6年12月20日（金） 13時30分～ ★抽選場所 保健センター2階会議室</p> <p>③支給認定証（1号認定）等の交付 支給認定証等を送付します。</p> <p>④入園説明会（2月中旬～3月上旬） 各施設で説明会を行います。説明会の内容を聞いて、入園の準備を進めてください。</p>
～入園（4月1日）～	

※書類に不備や疑義があった場合は電話などで確認する場合があります。

※住所や家庭の状況に変更があった場合はすみやかに届け出をしてください。

(2) 2号・3号（保育認定）の利用を希望する場合（4月1日入園）

2号・3号認定

**認定こども園
（公立・私立共）**

施設の事前確認・見学

見学については、各施設にお問合せください。また、すべての園で「園庭開放（育児サークル）」を実施していますのでご利用ください。

①入園の申込み

「支給認定申請書（2号・3号認定用）兼利用申込書」に「就労証明書」、「申告書兼申立書」等の必要な書類（P7～8）を添えて提出してください。

★申請期間：令和6年11月15日（金）
～12月11日（水）

★受付場所：各施設または健康こども未来課こども福祉係（保健センター内）

★受付期間以降は、随時受付を行いますが、受付期間内に提出があった方を優先します。

②書類審査・利用調整

認定申請・利用申込みの内容を審査し、申請者の希望、定員の空き状況や保育の必要性の程度を踏まえ、竹原市が利用調整をします。

③支給認定証（2号・3号認定）等の交付

支給認定証、入所内定通知等を送付します。
※必要に応じて面接等を行います。

④入園説明会（2月中旬～3月上旬）

各施設で説明会を行います。説明会の内容を聞いて、入園の準備を進めてください。

～入園（4月1日）～



- ★書類に不備や疑義があった場合は、電話などで確認する場合があります。
- ★住所や就労状況など家庭の状況に変更があった場合はすみやかに届け出をしてください。
- ★希望する施設に申込者が多数いる場合は、保育の必要性の程度を踏まえ利用調整をします。申請書に必ず希望施設名を複数記入してください。

4 申請に必要な書類

(1) 支給認定申請書兼利用申込書（子ども一人につき1枚）

子ども一人ひとり認定するため、記入事項が重複しますが、兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ提出してください。

また、家庭で保育できない2号・3号認定の場合は、必ず申請書裏面の保育が必要な保護者の状況を記入し、「(2) 保育を必要とする証明書類」を提出してください。

注：申請書等にマイナンバーの記入が必要です。マイナンバー及び本人確認ができる書類（個人番号カード、運転免許証など）をご持参ください。

(2) 保育を必要とする証明書類

※教育標準時間認定（1号認定）の場合は必要ありません。

※兄弟姉妹で同時に申請する場合は、証明書類も申請書にそれぞれ添付してください（1部原本であれば、2人目以降は原本のコピーで可）。

認定区分	申込に必要な書類	提出先
1号認定	(1)「支給認定申請書（1号認定用）」 (2) 転入に関する申立書（竹原市へ転入し、入園する場合） ※公立施設を希望する場合は、利用申込書を兼ねています。 ※私立施設を希望する場合は、直接施設へお問い合わせください。	公立施設を希望する場合は、健康こども未来課（保健センター内）へ提出 私立施設を希望する場合は、 <u>直接希望する施設へ提出</u>
2号認定 3号認定	(1)「支給認定申請書（2号・3号認定用）兼利用申込書」 (2)「就労証明書」又は「申告書兼申立書」 (3) その他添付書類（次頁を参考にしてください） (4) 転入に関する申立書（竹原市へ転入し、入園する場合） ※状況に応じて、次の書類が必要になります。 ① ひとり親世帯の場合は、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し又は戸籍謄本（減免制度あり） ② 世帯員が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、手帳の写し（減免制度あり） ③ 現に扶養する子（申請年度内において満18歳以下の者をいう。）が3人以上いる世帯の第3子以降である3歳未満の児童がいる場合、「第3子以降にかかる利用者負担額（保育料）変更届」	健康こども未来課（保健センター内）または入園を希望する施設へ提出

○保育を必要とする証明書類と添付書類一覧（保護者（父母分）の書類が必要）

認定事由		提出書類	証明者・添付書類等
就 労	自営業 農業等	就労証明書 その他証明書	自営業等の代表者が証明書を作成 ・事業の実態が確認できる書類（確定申告書の写し、営業許可証、開業届出書、農作物の出荷伝票等）
	その他 （会社勤め等）	就労証明書	勤務先で証明を受けたもの
妊娠・出産		申告書兼申立書 母子手帳の写し	申請者本人が申告書兼申立書を記入 母子手帳の写し（母の名前と出産予定日が分かる部分）
疾病・障害		申告書兼申立書 診断書等	申請者本人が申告書兼申立書を記入 医師の診断書等（家庭での保育が困難であることの証明）
介護・看護		申告書兼申立書 診断書等	申請者本人が申告書兼申立書を記入 医師の診断書等（介護等が必要であることの証明）
災害復旧		申告書兼申立書 り災証明書等	申請者本人が申告書兼申立書を記入 り災証明書等
求職活動		申告書兼申立書	求職者本人が申告書兼申立書を記入 ※認定後90日以内に新しい勤務先等の就労証明を提出してください
就学		申告書兼申立書 在学証明書、その他証明書	申請者本人が申告書兼申立書を記入 在学証明書、年間カリキュラムなど就学の状況（日数、時間等）がわかるもの
児童虐待・DV		申告書兼申立書	申請者本人が申告書兼申立書を記入
育児休業		就労証明書	勤務先で証明を受けたもの

※状況に応じて他に提出書類が必要な場合があります。

※提出書類の有効期限は、提出日において証明日から3ヵ月以内のものとしします。



5 利用者負担額（保育料）について

(1) 決定方法

保護者の世帯所得に応じて負担額を決定します。

令和7年4月～8月分までは令和6年度市町村民税、9月～翌年3月分までは令和7年度市町村民税により決定します。

※未申告のため市県民税が未確定となっている方は、至急税務課の窓口で申告してください。

(2) 利用者負担額

次頁の「令和7年度竹原市教育・保育施設に係る徴収金基準額表」を参考にしてください。

※ 保育料の負担軽減措置

竹原市独自制度として、多子世帯の負担軽減を行っています。

- ・現に扶養する子（申請年度内において満18歳以下の者をいう。）が3人以上いる世帯の第3子以降である3歳未満の児童がいる場合は「第3子以降に係る利用者負担額（保育料）変更届」を提出してください。3歳未満児が第3子以降となる場合、保育料は無料となります。

(3) 利用者負担額の納付

利用者負担額は各施設（公立の場合は市）の定める方法により期日までに納付してください。

・公立施設の納付は、原則、口座振替による方法とします。口座振替依頼書（通帳届出印を押印したもの）を金融機関（竹原市内に本店・支店があるものに限ります。）に提出してください。

- ・公立施設の納付期限は、原則、毎月月末（月末日が金融機関休業日の場合、その翌営業日）
- ・私立施設に入園された場合の保育料は、当該こども園への納入となります。

なお、次の場合は、保育料等に変更が生じることがありますので、すみやかに健康こども未来課へ届け出てください。

(1) 修正申告等をした場合

(2) 離婚・再婚等により世帯構成に変更があった場合

(3) 天災その他特別の事情により、減免が必要と認められる場合



(参考)

令和7年度 竹原市教育・保育施設に係る徴収金基準額表

表1

区分	保育料	副食費
①1号認定子ども（教育認定）	0円	各施設により 決定する額
②2号認定子ども（保育認定） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定子どもを除く。	0円	
③3号認定子ども（保育認定） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定子どもを含む。	表2のとおり	—

※このほかに、各施設によっては、主食費、教材費などの実費徴収費等がかかる場合があります。

表2

各月初日の在籍児童の属する世帯階層区分		徴収金基準額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	均等割課税のみ	15,000	14,700
C2	所得割課税額 10,000 円未満	16,000	15,700
C3	10,000 円以上 48,600 円未満	17,000	16,700
C4	48,600 円以上 58,200 円未満	20,100	19,700
C5	58,200 円以上 67,800 円未満	22,300	21,900
C6	67,800 円以上 77,400 円未満	24,500	24,000
C7	77,400 円以上 87,000 円未満	26,700	26,200
C8	87,000 円以上 97,000 円未満	29,000	28,500
C9	97,000 円以上 115,000 円未満	35,900	35,200
C10	115,000 円以上 133,000 円未満	38,700	38,000
C11	133,000 円以上 151,000 円未満	41,600	40,800
C12	151,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,700
C13	169,000 円以上 235,000 円未満	52,400	51,500
C14	235,000 円以上 301,000 円未満	57,000	56,000
C15	301,000 円以上 397,000 円未満	61,000	59,900
C16	397,000 円以上	69,000	67,800

備考

○保育料

- (1) 階層区分は、原則として入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の市町村民税の課税額の合計により認定されます。
- (2) 課税額を計算する際には配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等は適用されません。
- (3) 児童の属する世帯が次の①～③のいずれかに該当する世帯で、次表に掲げる階層に認定された場合は、保育料徴収基準額表の規定にかかわらず、それぞれ表2に掲げる額を徴収基準額とします。
 - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯。
 - ② 次に掲げる者を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
 - ③ 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

(表2)

(上段：第1子 下段：第2子以降)

階層区分	標準時間	短時間
C1～C5及び C6のうち所得割額 77,101円未満	5,000 0	4,900 0

※ この場合における多子計算の算定対象は、支給認定保護者と生計を一にする子等で年齢制限はありません。

- (4) 多子軽減について
 - ① 世帯の市町村民税所得割算額が57,700円未満である場合、第2子（注）の保育料は、この表に定める保育料の額の2分の1の額とし、第3子以降（注）は無料とします。（100円未満の端数は切捨て。）
 （注）この場合における多子計算の算定対象は、支給認定保護者と生計を一にする子等で、年齢制限はありません。
 - ② 世帯の市町村民税所得割算額が57,700円以上である場合、小学校就学前の範囲において、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料とします。（100円未満の端数は切り捨て。）
 この場合にかかわらず、現に扶養する子（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）が3人以上いる世帯の第3子以降に係る保育料については、無料とします。
- (5) 月途中に入所または退所した子どもについて、当該月の在籍日数が25日未満のときの保育料は、日割計算して徴収します。（10円未満の端数は切り捨て。）

6 副食費（食材料費）について

認定こども園では給食を提供しています。幼児教育・保育の無償化の対象となる3歳児～5歳児（1号認定・2号認定子ども）は、食材料費として副食費をご負担いただきます。副食費の額や支払い方法は、施設により異なりますので、各園にお問い合わせください。

なお、3号認定子どもについては保育料に含み徴収するため、副食費の徴収はありません。

公立認定こども園	1号認定 月額3,600円
	2号認定 月額4,500円
私立認定こども園	各施設により決定する額

【副食費の免除について】

次に該当する児童については副食費が免除されます。

- ① 年収360万円未満相当（市町村民税所得割合算額が1号認定の場合は77,101円未満、2号認定の場合は57,700円未満（2号認定でひとり親世帯等の場合は77,101円未満）世帯の児童
- ② 全ての世帯の第3子以降（1号認定の場合は小学校3年生から年少までを、2号認定の場合は、就学前の児童を数える）児童

※ 手続きは不要です。該当者には、認定の際に免除についてお知らせします。

7 年度途中の入園申込みについて

年度途中で入園を希望される方についても、新年度入園と同じ手続きが必要になります。

このため、前の住所地で保育認定を受けていた場合でも、改めて本市で支給認定申請書兼利用申込書を提出していただきます。

年度途中の申込みについては、事前に施設または健康こども未来課にお問い合わせください。

8 市外の保育施設への入所について

保育施設の申込みは、住所地の市町村で行うことが原則です。ただし、勤務地が市外であったり、里帰り出産など住所地以外での保育を希望する場合は、早めに健康こども未来課へご連絡ください。

9 転園・退園等について

転居等により利用施設を転園・退園したい場合は手続きが必要ですので、早めに通園中の施設または健康こども未来課にご相談ください。

10 利用調整・抽選について

(1) 利用調整

受付期間内の2号・3号認定の申込者数が募集人数を超過した場合は、保育の必要性の程度を踏まえ利用調整します。市外居住者の広域利用は、竹原市居住者を受け入れてなお定数に空きがある場合に受け入れます。

(2) 抽選

受付期間内の公立こども園の1号認定の申込者数が募集人数を超過した場合は、抽選を行います。

抽選日時・場所 令和6年12月20日(金) 13時30分 保健センター2階会議室

①抽選方法は「くじ」により行います。

②在園している兄・姉と同一施設を希望するきょうだい(同時入園)を優先します。

③次に、同時入園以外の申込者で抽選を行います。

11 公立こども園の1号認定の募集人数

1号認定

<R6.11.1 現在の予定定員>

園名	所在地	定員	募集人数		
			3歳	4歳	5歳
たけのこども園	竹原町 3553-3	18	6	2	2
竹原こども園	田ノ浦 2-5-2	10	4	3	2
吉名こども園	吉名町 4819-24	12	4	4	4

※私立こども園の1号認定は、各施設にお問合せください。